

大阪市狭あい道路拡幅促進整備要綱

制 定 平成15年9月1日

最近改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路の拡幅を促進するために行う整備について必要な事項を定め、もって良好な住環境の確保と安全なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 幅員4m未満の道で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 道路法（昭和27年法律第180号）による道路のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に規定する道路（以下「附則5項道路」という。）
 - イ 私道のうち、法第42条第2項に規定する道路（以下「2項道路」という。）
- (2) 後退用地 法に定める道路境界線と現況道路の境界線との間の土地をいう。
- (3) すみ切り用地 狭あい道路に接する大阪府建築基準法施行条例（昭和46年府条例第4号）第5条の規定による建築制限を受けるすみ切り部分をいう。
- (4) 後退線 後退用地及びすみ切り用地（以下「後退用地等」という。）の敷地側の境界線をいう。
- (5) 整備 道路境界石を設置し、後退線を明確にするとともに、敷地内に道路排水のための側溝を設置し、既存道路部分と平滑となるよう後退用地等の舗装を行い、当該部分を通行に支障のない形態にすることをいう。
- (6) 建築主等 建築主、工作物の築造主、土地の所有者又は建築物の所有を目的とする借地権（地上権、賃借権など）を有する者をいう。
- (7) 建築物等の確認申請 法第6条第1項（法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む）に規定する建築等に関する確認の申請及び法第6条の2第1項（法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む）に規定する確認を受けるための書類の提出をいう。
- (8) 支障物 土地に定着してある門、塀等の工作物、又は樹木、支柱等これらに関する後退用地等の整備に支障となる築造物をいう。（ただし、建築基準法施行令第2条第1項第3号の規定による面積のあるものは除く。）
- (9) 撤去工事 後退用地等にある支障物を撤去することをいう。
- (10) 整備工事 建築主等による後退用地等の整備のための工事をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、防災性向上重点地区のうち、特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地を基本として別表1に定める区域において、次の各号のいずれかに該当す

るものに適用する。

- (1) 狭あい道路に接する土地で、建築物等の確認申請を行うもの。
- (2) 狭あい道路に接する土地で、建築物等の確認申請を行わないが、狭あい道路の拡幅を行うもの。

(市長の責務)

第4条 市長は、この要綱に基づく狭あい道路の拡幅の必要性について建築主等の理解が得られるよう啓発に努めなければならない。

(建築主等の責務)

第5条 建築主等は、狭あい道路の拡幅の必要性を理解し、通行に支障のない形態に拡幅するよう努めなければならない。

(事前協議)

第6条 第3条各号に該当する場合において、建築主等は狭あい道路の拡幅について、別に定める狭あい道路整備事前協議書により提出し、市長と協議を行うこととする。

2 建築主等は、原則として、第3条第1号に該当する場合にあっては、建築物等の確認申請を行う前までに、第3条第2号に該当する場合にあっては、必要な時期に、前項の協議を行うこととする。

3 第1項の規定による協議書には、次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 附近見取図
- (2) 道路現況図

(手続きの委任)

第7条 要綱に規定する申請書類の提出等について、建築主等以外の者が行う場合は、この要綱に基づく手続き等について委任する旨を記した書面を添付しなければならない。

(補助金)

第8条 市長は、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱で定めるところにより、建築主等による後退用地等の撤去工事及び整備工事に要した費用に対し、補助金を交付することができる。

(適用除外)

第9条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う建築行為等を伴うもの
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を伴うもの
- (3) 都市計画法に基づく事業等、他の事業によって拡幅又は整備されるもの
- (4) 法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路の築造を伴うもの
- (5) この要綱を適用することが適当でないと市長が認めるもの

(実施の細目)

第 10 条 この要綱の実施について必要な事項は都市整備局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。また、この要綱の改正に伴い、大阪市狭あい道路拡幅促進整備実施要領（平成 15 年 9 月 1 日制定）については、廃止する。ただし、市長の責により後退用地等の整備工事の実施がこの要綱の施行日以降となる場合は、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【別表1】（事業対象区域）

福島区	海老江	2丁目～8丁目	西成区	旭	1丁目～3丁目	
	大開	1丁目・2丁目		岸里	1丁目	
東成区	大今里西	1丁目～3丁目	北津守	3丁目・4丁目	尼崎堺線(新なにお筋)以東	
	玉津	1丁目～3丁目	山王	1丁目	尼崎平野線以南	
	中道	2丁目・4丁目	山王	2丁目・3丁目		
	中本	1丁目～5丁目	潮路	1丁目・2丁目		
	東小橋	3丁目	聖天下	1丁目・2丁目		
					岩崎橋今里線(千日前通)以	
天王寺区	上之宮町		千本北	1丁目・2丁目		
	上本町	7丁目～9丁目	太子	1丁目	尼崎平野線以南、堺筋線以	
	勝山	4丁目	太子	2丁目	堺筋線以東	
	烏ヶ辻	1丁目・2丁目	橋	1丁目～3丁目		
	北山町		津守	1丁目～3丁目	尼崎堺線(新なにお筋)以東	
	小宮町		鶴見橋	1丁目～3丁目		
	細工谷	1丁目	出城	3丁目		
	細工谷	2丁目	天下茶屋	1丁目～3丁目		
	下味原町		天下茶屋北	1丁目	堺筋線以東	
	真法院町		天下茶屋東	1丁目・2丁目		
	堂ヶ芝	1丁目	長橋	1丁目～3丁目		
	堂ヶ芝	2丁目	中開	3丁目		
	東上町		梅南	1丁目～3丁目		
	松ヶ鼻町		花園南	1丁目・2丁目		
						生玉片江線以南
阿倍野区	旭町	1丁目	松	1丁目～3丁目		
	阿倍野筋	4丁目・5丁目	南津守	1丁目		
	阿倍野元町		南開	2丁目		
	王子町	1丁目～4丁目	城東区	今福西	1丁目・2丁目	
	共立通	1丁目・2丁目	今福南	1丁目・2丁目		
	三明町	1丁目・2丁目	蒲生	3丁目～4丁目		
	昭和町	1丁目	新喜多	2丁目	JR城東貨物線以東	
	天王寺町北	1丁目	鳴野東	3丁目		
	天王寺町北	2丁目・3丁目	天王田			
	天王寺町南	1丁目～3丁目	中浜	1丁目～3丁目		
	播磨町	1丁目	生野区	生野西	1丁目～4丁目	
	阪南町	1丁目～4丁目	生野東	1丁目～4丁目		
	阪南町	5丁目	勝山北	1丁目～5丁目		
	美章園	1丁目～3丁目	勝山南	1丁目～4丁目		
	文の里	1丁目～3丁目	舍利寺	1丁目～3丁目		
	文の里	4丁目	鶴橋	1丁目～5丁目		
	松虫通	1丁目	中川西	1丁目～3丁目		
	松虫通	2丁目	林寺	1・3・5丁目		
	松虫通	3丁目	林寺	2丁目	生野線以北	
	丸山通	1丁目・2丁目	桃谷	1丁目～5丁目		
桃ヶ池町	1丁目	東住吉区	北田辺	1丁目・3丁目		
					木津川平野線(松虫通)以北	

(別 添)

平成 年 月 日

大 阪 市 長

建築主等 住 所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名印)

電 話

狭あい道路整備事前協議書

大阪市狭あい道路拡幅促進整備要綱第6条第1項の規定により後退用地等の整備について協議します。

敷地の所在地	地名地番	区	丁目		
	住居表示	区	丁目	番	号
道路の種類	<input type="checkbox"/> 附則5項道路		<input type="checkbox"/> 2項道路		
前面の道路形態		現況幅員	後退幅員	後退延長	後退面積
	附則5項道路	m	m	m	m ²
	2項道路	m	m	m	m ²
	すみきり用地		<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (カ所	m ²)
整備の方法	<input type="checkbox"/> 補助金の交付を受ける		<input type="checkbox"/> 自主で整備をする		
建物工事の予定	工事着工予定	平成 年 月 日頃			
	工事完了予定	平成 年 月 日頃			
現状、後退用地内にある施設	<input type="checkbox"/> 集水桝 <input type="checkbox"/> 汚水桝 <input type="checkbox"/> 関電柱 <input type="checkbox"/> NTT柱 <input type="checkbox"/> 街路灯 <input type="checkbox"/> 埋設配管類 <input type="checkbox"/> 交通標識 <input type="checkbox"/> 止水栓等 <input type="checkbox"/> その他()				
添付書類	・ 付近見取図(縮尺1/2500程度)	記載事項	方位、道路、目標となる地形、建物		
	・ 道路現況図(縮尺1/100)	記載事項	現況道路幅員、後退幅員、後退延長、すみ切り寸法、道路中心線、現況道路境界線、後退道路境界線、今回後退する範囲、建物配置		
※記載事項に漏れがなければ確認申請書に添付されている付近見取図、配置図と同じもので構いません。					

(注)代理者による申請は、「委任状」を提出すること。

(注)敷地面積が500m²を超える場合、補助金の交付を受けることは出来ません。